

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正の概要

神奈川県環境農政部  
大気水質課

1

## 改正の趣旨

- ・法律が整備されたことに伴い、  
化学物質の適正管理や土壌、地下水及び地盤環境の保全等に関し、  
法と連携したより効果的な環境保全対策の推進を図るとともに、  
法と重複する規定を整理するなど、  
所要の改正を行った

2

## 化学物質関係 1

◎定義：化学物質の定義の見直し《条2》

◎事業者

- ・化学物質による環境汚染の未然防止のための指導
- ・化学物質の自主管理指導の強化

◎県の責務の追加

リスク・コミュニケーションに対する支援  
化学物質管理目標の取りまとめと公表

3

## 化学物質関係 2

◎環境汚染が確認された場合の回復措置

- 対象事業者：県のモニタリング調査等により汚染原因である可能性が高い事業者等
- 対象物質：環境基準や指針値等が定められている物質
- 義務内容：・県の環境汚染原因究明調査への協力  
・自主調査の実施とその報告  
・環境汚染対策計画の作成・実施・報告
- 措置：・適切な対応を講じず、汚染の拡大等のおそれがあるときの勧告、事業者名公表

4

### (1) 化学物質による環境汚染を未然に防止するための仕組みの創設

＜対象：指定事業所＞ ＜施行：H17.4.1＞  
化学物質の安全性に着目した環境への影響度を事業者が自ら評価し、低減させることにより、化学物質による環境汚染を未然に防止するための仕組みを創設することとした。

- ア 安全性影響度の評価（第40条の2）（第40条の3）
- イ 安全性影響度の評価結果及び低減化のための配慮事項の知事への提出（第16条第1項）（規則第21条）

5

### (2) 事業者による自主管理の強化に向けた仕組みの創設

＜PRTR法届出対象者＞ ＜施行：H17.4.1＞  
化学物質の管理に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を作成し、その達成状況等の情報を県民に対し提供することにより、事業者による自主管理の強化に向けた仕組みを創設することとした。

- ア 化学物質の削減に向けた取組の推進等（第42条）（規則第40条）（規則第40条の2）（規則第40条の3）

6

(3) 環境汚染発生時における知事及び事業者の責務等を規定

県のモニタリング調査等により環境汚染が認められた場合、行政と事業者が協力して適切な対策を講ずる。 <施行:H16.10.1>

- ア 環境汚染を確認した場合の知事の措置 (第113条の2)(規則第93条の2)
- イ 知事の調査への協力 (第113条の3)
- ウ 土地の所有者等による調査 (第113条の4)(規則第93条の3)
- エ 環境汚染の改善に係る指導等 (第113条の5)(規則第93条の4)
- オ 地下水の水質の浄化に係る命令等 (第113条の6)(規則第93条の5)

7

(4) その他の化学物質の適正な管理に関する改正

- ア 化学物質による生態系への影響に配慮する視点を明確にするため、定義の改正等の規定の整備をすることとした (第2条第5号)。 <施行:H17.4.1>
- イ 県による化学物質情報の提供等(第41条第2項) <施行:H17.4.1>  
県民に対し、化学物質の性状及び管理等の状況に関する情報の提供を行うことを知事の責務とすることとした。

8

土壌、地下水環境保全に関する改正の内容

<施行時期:H16.10.1>

- (1) 土壌の汚染状況の公表規定の創設
- (2) 土壌汚染対策の指導規定の追加
- (3) 土壌汚染対策の対象項目の追加等
- (4) 土壌汚染未然防止対策の強化等

9

(1) 土壌の汚染状況の公表規定の創設

- ア 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等 (第59条第4項)(規則第50条)  
特定有害物質による土壌の汚染の状態が基準に適合していないと認める場合、その内容を公表することを知事の責務とすることとした。

10

(2) 土壌汚染対策の指導規定の追加

- ア 土壌調査に係る勧告 (第59条の2)
- イ 周知計画の提出 (第60条の2)(規則第55条の2)
- ウ 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等 (第61条)

知事の責務を追加  
違反者に勧告できる要件

11

(3) 土壌汚染対策の対象項目の追加等

- ア ダイオキシン類に係る記録の管理等 (第63条の2)(規則第56条の2~4)
- (7) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に規定する特定施設を設置する事業所の設置者に、使用状況の記録等を義務づけることとした。
- (イ) ダイオキシン類による土壌の汚染の状態が基準に適合していないと認めるときは、その内容を公表することを知事の責務とすることとした。
- (ウ) ダイオキシン類による土壌汚染の調査義務がある事業者が調査を実施していないと認めるときは、知事が調査の実施を適正に行うよう勧告できることとした。

12

(3) 土壤汚染対策の対象項目の追加等 続き

イ 準用（第63条の3）（規則第56条の5～9）

特定有害物質使用地に係る次の事項をダイオキシン類管理対象地について準用することとした。

- (ア) 事業者に対する義務づけ
- (イ) 知事の責務
- (ウ) 違反者に勧告できる要件

13

(4) 土壤汚染未然防止対策の強化等

ア 特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止（第29条第2項）

地下浸透防止の構造基準の適用が猶予されている既設の事業者についても、施設を新たに設置する場合には、当該基準を適用することとした。

イ 許可の基準等（第76条第1項）

地下水汚染対策を効果的に進めるため、地下水の浄化対策を行う場合には、地下水の採取に係る許可基準の適用を除外することとした。

14

その他の関連規定の改正の内容

- (1) 地下水の水質の浄化対策（第69条～72条）（規則第63条～65条）：削除
- (2) オゾン層破壊物質の回収等（第9章第97条～101条）（規則第88条、89条）を削除
- (3) 違反者の公表（第110条の2）
- (4) 市町村との関係（第116条第2項）
- (5) その他所要の経過措置等の規定（第120条他）

15

規則レベルでの改正

- (1) 小型廃棄物焼却炉に係る規制基準の改正（別表第5）
- (2) 屋外燃焼行為の制限基準の改正（規則第41条）
- (3) 排煙の規制基準（排煙指定物質）の測定方法を変更した。（別表第6）
- (4) 自動車対策について超低公害車の定義の追加をした。（規則第78条の2）

16

施行期日

- (1) 法の規定と重複するオゾン層破壊物質の回収等に関する規定等の削除等：平成16年4月1日
- (2) 土壤汚染対策及び環境汚染の改善の指導等に関する規定：平成16年10月1日
- (3) 化学物質の削減に向けた取組の推進等に関する規定：平成17年4月1日

17